

ID: 41

担当部署: 教育委員会事務局 生涯学習課

<b>処分の概要</b>	パソコン(インターネット接続)使用の許可		
<b>例規名 根拠条項</b>	大河原町駅前図書館管理規則 第12条第1項		
<b>例規番号</b>	平成12年教育委員会規則第7号		
<b>【基準】</b>			
第12条の規定による。 (使用の申請及び許可)			
第12条 パソコン(インターネット接続)の使用は中学生以上の者とし、図書利用カード及びAVブース利用申込書(様式第3号)により、申請しなければならない。			
2 使用に係る許可については、使用料受領のレシートの交付を受けたときにその使用許可の手続きがあったものとみなす。			
3 使用時間は1人1回1時間までとする。ただし、次に使用者がいなるときは、2時間までとする。			
4 パソコン(インターネット接続)使用の許可を受ける者は、インターネットのホームページの画像やテキスト、ゲーム等の閲覧について、制限するページがあることに同意しなければならない。			
<b>標準処理期間</b>	1日		
<b>備考</b>			
<b>設定年月日</b>	令和3年7月5日	<b>最終変更年月日</b>	年 月 日